

平成 29 年 4 月 18 日（火）
元榮 太一郎 議員（自民）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

1 問 修習給付金制度の導入に至った理由及びその背景について、法務当局に問う。

〔制度の概要〕

- ・ 本法案は、平成 29 年度以降に採用予定の司法修習生に対して修習給付金を支給する制度を創設すること等（注）を内容とするもの。

（注）本法案については、修習給付金を支給する制度の創設のほか、司法修習の確実な履行を担保するための司法修習生の懲戒に関する規定の整備等を内容としている。

〔法曹志望者の大幅な減少等〕

- ・ 近年、法曹志望者が大幅に減少しており（注）、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくためにも法曹志望者の確保は喫緊の課題。

（注）法科大学院志願者数は、平成 16 年当時は 7 万 2,800 人であったのが、平成 28 年は 8,274 人に減少している。

- ・ 一昨年 6 月の法曹養成制度改革推進会議決定において、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するとされたほか、昨年 6 月の骨太の方針においても「法曹人材確保の充実・強化（中略）を推進する」ことがうたわれたところ。
- ・ これを受け、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、修習給付金制度を創設することとしたもの。

平成 29 年 4 月 18 日 (火)
元榮 太一郎 議員 (自民)

参・法務委員会
対法務当局 (法制部)

2 問 今回の制度設計に当たり、どのような検討により、基本給付金を月額 13.5 万円、住居給付金を月額 3.5 万円とする制度としたのか、給費制下の支給額と比較して低いのではないかと、法務当局に問う。

〔支給額の根拠〕

- ・ 修習給付金の額は、最終的には最高裁判所規則で定められることになるが、制度設計の過程で、法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るという制度の導入理由のほか、修習中に要する生活費や学資金等の司法修習生の生活実態その他の諸般の事情を総合考慮するなどして、基本給付金として月額 13.5 万円、住居給付金として月額 3.5 万円とし、その他に移転給付金を支給する制度設計としたもの。

〔給費制下の支給額との比較〕

- ・ 今回の修習給付金制度は、貸与制と併存するものであるところ、平成 23 年 11 月に修習を開始した新第 65 期の司法修習生から貸与制に移行したのは、司法制度全体に関して合理的な財政負担を図る必要があることや、公務に従事しない者に給与を支給することは異例であるといった事情を考慮したものであり、このような貸与制移行の前提は、現在でも失われていないものと理解。
- ・ 今回創設する修習給付金制度は、こうした前提をも踏まえて決定されたものであり、基本給付金等により不足する場合には、引き続き貸与も受けられるものとしているところ。したがって、修習給付金の額と給費制下の支給額とを単純に比較することは相当でないと考えている。

平成29年4月18日（火）
元榮 太一郎 議員（自民）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

3問 今回新たな給付金制度を導入しつつ、貸与制を併存させる理由は何か、貸与制の内容について見直しをするのか、法務当局に問う。

〔結論〕

- ・ 本改正法案においては、修習に専念できる環境を確保する観点から、修習給付金制度を創設するとともに、貸与制については貸与額を見直した上で併存させることとしている。
- ・ すなわち、新制度導入後は、司法修習生には、修習給付金が支給されるほか、その申請により、無利息で、「修習専念資金」、すなわち、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であって、修習給付金の支給を受けてもなお必要な資金を貸与するとされているところ。
- ・ 新たな貸与制の詳細は、今後、最高裁判所規則によって定められることとなるが、貸与額を見直すほかは、貸与金の返済開始時期などを始め、基本的に現行の貸与制と同様の仕組みを維持することを予定している。

（参照条文）

○改正裁判所法案

第六十七条の二（修習給付金の支給） （略）

- 2 修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。
- 3 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であって、その修習に専念しなければなら

ないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。

4～6 (略)

第六十七条の三（修習専念資金の貸与等） 最高裁判所は、司法修習生の修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、司法修習生に対し、その申請により、無利息で、修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であつて、修習給付金の支給を受けてもなお必要なものをいう。以下この条において同じ。）を貸与するものとする。

2～5 (略)

（参考）現行の貸与額

- 基本額 月額23万円
- 基本額未満の額の貸与を希望する場合 月額18万円
- 扶養家族があるか、住居を賃借している場合 月額25.5万円
- 扶養家族があり、かつ、住居を賃借している場合 月額28万円

平成29年4月18日（火）
元榮 太一郎 議員（自民）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

4問 現行貸与制下の司法修習生に対して救済措置を講ずべきではないか、法務当局に問う。

〔前提〕

- ・ 修習給付金制度の創設に伴い、現行の貸与制下の司法修習生（新65期～第70期）に対しても何らかの救済措置を講ずべきとの御意見があることは承知。

〔救済措置を設けない理由〕

- ・ 修習給付金制度の趣旨は、法曹志望者が大幅に減少している中で、昨年6月の骨太の方針で言及された「法曹人材確保の充実・強化の推進」等を図る点にある。
- ・ この趣旨からすれば、修習給付金について、今後、新たに司法修習生として採用される者を対象とすれば足り、現行貸与制下の司法修習生をも対象とする必要性に欠ける。
- ・ 加えて、仮に、何らかの措置を実施するとしても、現行貸与制下において貸与を受けていない者等（注）の取扱いをどうするかといった制度設計上の困難な問題があるほか、そもそも既に修習を終えている者に対して事後的な救済措置を実施することにつき国民的理解が得られないのではないかとも考えられるところ。

（注）そのほか、基本額未満の貸与を受けた者や繰上げ返済により既に返済を終えた者の取扱い等についても問題となる。

〔結論〕

- ・ したがって、修習給付金制度の導入に伴い、現行貸与制下の司法修習生に対する救済措置を設けることは予定していない。

平成29年4月18日（火）
元榮 太一郎 議員（自民）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

5問 基本給付金の額を検討するに当たって、修習期間中の交通費は考慮されたのか、法務当局に問う。

〔結論〕

- ・ 基本給付金の支給金額については、「法曹人材確保の充実・強化の推進」等を図るという制度の導入理由のほか、修習中に要する生活費や学資金等の司法修習生の生活実態その他の諸般の事情を総合考慮して決定したもの。
- ・ 修習期間中における住居から修習先への通勤費用といった交通費の支出についても、（先ほど申し上げた）修習中に要する生活費の一内容として考慮している。

（参考）日弁連が第68期司法修習生を対象に実施した修習実態アンケート集計結果によれば、実務修習期間中の標準的な1か月の支出（平均18万0528円）のうち、平均的な交通費の支出は、月額8844円とされている。

（参考資料）

第68期司法修習生への修習実態アンケート集計結果（抜粋）

第68期司法修習生への修習実態アンケート集計結果(抜粋)

【実施対象】第68期司法修習生(アンケート送付数:1975通)
 【実施時期】2015年7月15日から2015年9月4日まで
 【実施方法】配属地の弁護士会にて配布, 回収
 【回答数】864通(回答率49. 0%)
 【実施目的】司法修習生の修習実態を明らかにすること

【回答者の属性等】

○性別

	人数	割合
男性	626	72.5%
女性	185	21.4%
無回答	53	6.1%
合計	864	100%

○年齢

	人数	割合
23歳以下	11	1.3%
24～26歳	360	41.7%
27～30歳	312	36.1%
31～35歳	83	9.6%
36～40歳	60	6.9%
41～45歳	14	1.6%
46歳以上	11	1.3%
無回答	13	1.5%
合計	864	100%

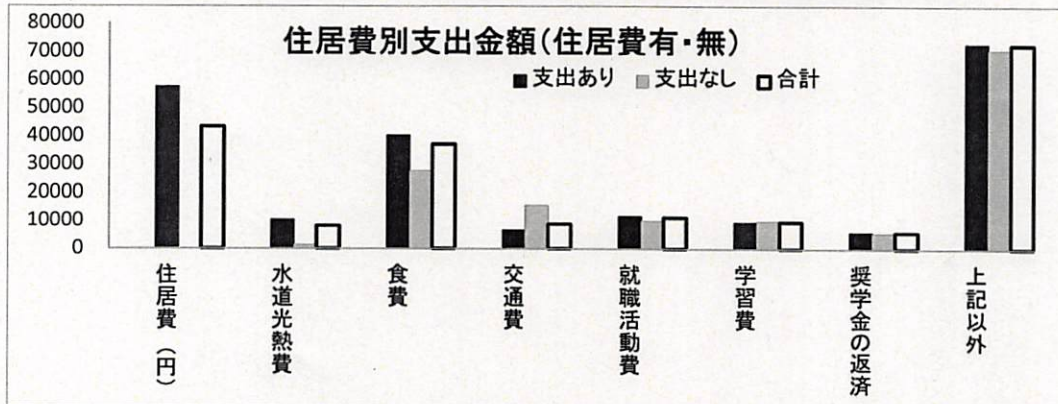
問35 現在の配属先における実務修習期間中の標準的な1か月間のあなた自身の支出の状況について、下記の表に記入して下さい。

住居費支出の有無	住居費	水道光熱費	食費	交通費	就職活動費	学習費	奨学金の返済	情報通信費
支出していない	回答数(人)	196	195	194	194	189	194	193
	平均値(円)	¥0	¥1,292	¥27,618	¥15,553	¥9,941	¥10,007	¥5,533
支出している	回答数(人)	594	584	582	572	563	574	564
	平均値(円)	¥57,411	¥10,329	¥40,100	¥6,552	¥11,629	¥9,534	¥5,985
合計	回答数(人)	790	780	778	770	754	772	759
	平均値(円)	¥43,167	¥8,185	¥36,949	¥8,844	¥11,188	¥9,688	¥5,881
住居費支出の有無	年金・各種保険料	諸雑費(医療費・日用品費・衣服費など)	交際費	その他①(住宅ローン・住民税など)	その他②	その他③	全項目合計	
支出していない	回答数(人)	192	192	194	121	106	103	195
	平均値(円)	¥10,395	¥15,942	¥26,876	¥7,351	¥1,943	¥1,002	¥134,625
支出している	回答数(人)	567	570	575	352	310	304	590
	平均値(円)	13,076	15,138	27,219	5,632	1,265	100	207,121
合計	回答数(人)	762	766	774	475	418	409	829
	平均値(円)	¥12,376	¥15,359	¥27,177	¥6,088	¥1,551	¥326	¥180,528

その他:住民税、司法修習貸与金保証料、帰省のための交通費、養育費・教育費、実家への仕送り、二回試験後の引越費用・家具家電等購入のための貯蓄等、生命保険、自動車ローン など

◎住居費別の平均金額

住居費支出	支出あり	支出なし	合計
回答数(人)	594	196	790
住居費(円)	¥57,411	¥0	¥43,167
水道光熱費	¥10,329	¥1,292	¥8,185
食費	¥40,100	¥27,618	¥36,949
交通費	¥6,552	¥15,553	¥8,844
就職活動費	¥11,629	¥9,941	¥11,188
学習費	¥9,534	¥10,007	¥9,688
奨学金の返済	¥5,985	¥5,533	¥5,881
上記以外	¥72,547	¥70,520	¥72,214
合計	¥207,121	¥134,625	¥180,528



平成29年4月18日（火）
元榮 太一郎 議員（自民）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

6問 法曹資格取得までの期間を短縮するため、法科大学院修了前に司法試験の受験を可能とし、4月から司法修習を開始できるようにすべきと考えるが、法務当局の見解を問う。

- ・ 司法試験の受験資格は、司法試験法により、①法科大学院の課程を修了した者、及び、②司法試験予備試験に合格した者、とされている。
- ・ （委員御指摘の）司法試験の受験資格等の見直しについては、一昨年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、具体的課題としては挙げられていない（注）。
- ・ しかしながら、委員御指摘の法曹資格取得までの期間短縮に関しては、推進会議決定や昨年の骨太の方針において、法科大学院に要する時間的負担の縮減の必要性が指摘されているところ。
- ・ 法務省としては、委員の御指摘を重く受け止め、文部科学省の取組や検討に必要な協力を行ってまいりたい。

（注）推進会議決定では、司法試験に関する記載として、①予備試験、②司法試験選択科目の廃止、③司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方、が掲げられており、③については、司法試験委員会において運用の検証を行うものであるから、司法試験法の改正を前提とした制度見直しは、推進会議決定の内容とはされていない。

（参照条文）

○司法試験法（昭和24年法律第140号）

（司法試験の受験資格等）

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において受けることができる。

一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九

十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。) の課程 (次項において「法科大学院課程」という。) を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者 その合格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 (略)

平成29年4月18日（火）
元榮 太一郎 議員（自民）

参・法務委員会
対法務当局（法制部）

7問 司法修習期間が1年間と短期間である中、懲戒的措置として戒告を設ける意味はあるのか、法務当局に問う。

〔理由〕

- ・ 今般の修習給付金制度の創設に伴い、司法修習については、一層確実な履行を担保することが求められると考えられる。
- ・ こうした観点から考えると、司法修習生の懲戒的措置については、現在、「罷免」以外の措置は認められておらず、「罷免」することが適当とまではいい難い非行があった場合には懲戒的措置を課すことができず、司法研修所長ら（注1）が注意や指導をするにとどまっており、実効的かつ柔軟に規律確保を行うための方策を講じることが相当と考えられたところ。

（注1）そのほか、配属庁会の長等がある。

- ・ そこで、司法修習生に対する懲戒的措置について、「罷免」に加え「修習の停止」及び「戒告」の処分を新たに設けることとしたもの（注2）。

（注2）「修習の停止」とは、司法修習生の身分は保有するが、最高裁判所が定める一定期間修習をさせない処分をいう。修習停止期間中は、修習給付金は支給しないことを予定。

- ・ このうち、「戒告」は、司法修習生の責任を確認し、その将来を戒める処分。戒告の処分により司法修習生としての身分等に不利益が生ずるものではないが、約1年間という限られた司法修習期間中に法曹にふさわしい品位と能力を備えるという司法修習の目的に鑑みれば、司法修習の規律確保をより適切に行うという観点から、十分意味があるものと考える。

(対[■]大臣・副大臣・政務官)
4月18日(火)参・法務委

司法法制部 作成
元榮 太一郎 議員(公明)

8問 今後とも、法曹の魅力を高め、法曹人材を確保するための不断の検討を続けるべきではないか、法務大臣の所見を問う。

〔結論〕

- ・ 法曹志望者の大幅な減少は、深刻な事態であり、多くの有為な人材が法曹を志望し、質の高い法曹が活躍する状況になることは重要と考えている。
- ・ 一昨年の法曹養成制度改革推進会議決定では、法曹志望者数の回復に向けた取組として、法曹有資格者の活動領域の拡大、法科大学院改革、司法試験の在り方の検討等の取組を進めるとされたところ。
- ・ 法務省としても、文部科学省と連携し、他の関係機関・団体の協力も得ながら、法曹養成制度改革連絡協議会等を通じ、法曹人材確保に向け、しっかりと取組を進めてまいりたい。

(参考資料)

「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日
法曹養成制度改革推進会議決定)(概要)

【責任者：大臣官房司法法制部司法法制課 佐伯課長 内線[■] 携帯[■]】

法曹養成制度改革の更なる推進について 概要

平成27年6月30日

法曹有資格者の活動領域の拡大

- 活動領域の拡大に向けた取組を継続(環境整備等)
【法務省】【日弁連、弁護士会に期待】【最高裁に期待】

法曹人口

当面1500人程度は輩出されるよう必要な取組を進め、
更にはこれにとどまることなく関係者が最善を尽くし、より多くの質の高い
法曹が輩出され、活躍する状況に(なお、質の確保にも留意)

- データ収集と検証【法務省】

法科大学院

司法試験に概ね7割※以上合格できるよう充実した教育を目指す

※累積合格率。地域配置等の教育実績等に留意。

……集中改革期間【平成30年度まで】

組織見直し

- 公的支援の見直し強化策の継続【文科省】、教員派遣見直し方策の継続【法務省】【最高裁に期待】
- 客観的指標を活用した認証評価の運用【文科省】
- 教育の実施状況等に関する調査手続の整備【文科省】
- 設置基準の見直しの検討等【文科省】

教育の質の向上

- 実務家教員等の活用、未修者教育の充実、先導的取組の支援【文科省】
- 共通到達度確認試験(仮称)の試行/その状況に応じ、司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有することを前提に、制度設計等の検討【文科省】【法務省】
- 適性試験等の在り方の検討【文科省】

経済的 時間的 負担軽減

- 奨学金制度・授業料減免制度による経済的支援の充実【文科省】
- 学部早期卒業・飛び入学による在学期間短縮【文科省】
- ICTを活用した法科大学院教育の実施の検討【文科省】

司法試験

予備試験

- 予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性を検証し必要な方策を検討【法務省】
- 合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮【司法試験委員会に期待】
- 法科大学院改革の進捗に合わせ、趣旨に沿う者の受験を制約せず、かつ、法曹養成制度の理念を阻害せぬよう、必要な制度的措置を検討【法務省】

司法試験

- 選択科目の廃止の是非(引き続き検討)【法務省】
- 方式・合格基準等(検証を通じて一層適切な運用)【司法試験委員会に期待】

司法修習

- 導入修習等の着実な実施により司法修習内容の更なる充実【最高裁に期待】
- 経済的支援(司法修習の実態、法曹の収入等の経済状況、合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、検討)【法務省(最高裁等と連携)】

今後 フォローアップ(連絡協議環境)

(今後の課題) 社会的状況等を踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策の検討等